



3期目を迎えた島村市政がスタート

もっと、もっと、 住みよいい上尾へ。

上尾市長

島村 穰

MINORU SHIMAMURA

【プロフィール】しまむら・みのる

昭和19年上尾市(旧上平村)に生まれる。昭和38年上尾市役所に入所し、約40年間勤務。平成15年に上尾市議会議員に初当選し、建設水道常任委員会副委員長などを歴任。平成20年に上尾市長に初当選、平成24年に再選し、現在に至る。趣味は読書と園芸。座右の銘は「誠心誠意」。

開票結果(得票順、敬称略)

候補者氏名	党派	得票数
当 島村 穰	無所属	31,032
中里 清志	無所属	15,242
西田 米藏	無所属	8,375

- 有効投票…………… 54,649票
- 無効投票…………… 866票
- 不受理・持ち帰りと思われる票 …… 2票

投票結果

	当日有権者数	投票者数	投票率
男	90,816人	27,525人	30.31%
女	92,696人	27,992人	30.20%
計	183,512人	55,517人	30.25% (前回36.13%)



上尾市長に島村穰氏が三選

任期満了に伴う上尾市長選挙が2月7日に行われ、開票の結果、島村穰氏が三選を果たしました。任期は2月18日～平成32年2月17日の4年間です。

新たなステージへ向けて

2期8年に渡る行政改革

このたびの市長選挙におきまして、多くの市民の皆さまからご支援をいただき、引き続き上尾市政を担わせていただくこととなりました。あらためて職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。

私は、平成20年の市長就任以来、スピード感あふれる市政を実現するため、2期8年に渡り、さまざまな行政改革に取り組んできました。

1期目は、「マニフェスト」上尾が輝く8つのキラリ☆を掲げ、市民サービスの向上を最重要課題と位置付け、市民の皆さまが真に求める行政運営に取り組み、JR上尾・北上尾駅のバリアフリー化改修工事や中学校卒業時までの子ども医療費の無料化などを実現することができました。同時に、行政のスリム化と透明化を進め、市長交際費の削減はもちろん、職員数の適正化による人件費の削減などにより、市債(借金)残高を約60億円減らし、主要三基金(貯金)の残高を約45億円確保しています。そして、平成24年にスタートした

2期目は、新たなマニフェスト「上尾が輝く8つのキラリ☆パート2」に基づき、1期目で基盤を作った行政改革をさらに加速させるべく、積極的にさまざまな取り組みに挑戦しました。中でも、新たな健康づくりの拠点となる東保健センターの開所や小児二次救急の5日から7日への拡大など、市民の皆さまの健康で心豊かな環境づくりを推進した他、上尾道路の開通に合わせた領家工業団地へのアクセス道路の整備や25年ぶりとなる市役所の組織再編など、経済の活性化、行財政改革にも力を注ぎました。これら多くの施策を実行できたのは、全て市民の皆さまのご理解とご協力によるものであり、あらためて心から感謝を申し上げます。

一人一人が輝くまちづくり

さて、急速に進む少子高齢化への対策や東日本大震災に代表される自然災害への備えなど、各自治体には多くの課題が山積しています。本市においても例外ではなく、先述の課題はもちろん、増加し続ける社会保障関係費や老朽化する公共施設、イ

ンフラの再整備など、多くの問題を抱えているのが現状です。私は、3期目のスタートラインに立ち、あらためて上尾市の未来を見つめ直し、もっと、もっと、住みよい上尾へ向けて舵を切るために、「上尾が輝く新8つのキラリ☆」をマニフェストに掲げ、全力で課題に向き合う決意を新たにしています。

新マニフェストでは、「市役所の改革」「子育て世代の応援」「子どもの教育の強化」「健康づくり支援」「便利な上尾への進化」「安全・安心の確保」「地域づくりとまちづくり」「賑わいの創出を大きな8つの柱に掲げ、市民一人一人が輝くまちづくりを積極的に推進していきます。中でも、次代を担う子どもたちに負担を残すことなく、輝く未来を贈るために、急務である



子どもたちに読み聞かせをする島村市長

財政健全化を中心とした行財政改革に全力で取り組んでいく所存です。

もっと、もっと、住みよい上尾へ

平成20年に第七代上尾市長に就任してから早くも8年が経過しましたが、まちづくりにゴールはありません。これからも、もっと、もっと、住みよい上尾へ向けて、私たちの愛するまち「あげお」を市民の皆さまと共に創っていきますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、市民の皆さまのますますのご健勝とご多幸を心より祈念申し上げます。3期目就任に当たってのあいさついたします。

歴代の市長

(敬称略)

氏名	任期
下里 金太郎	昭和30年2月13日 ~ 昭和38年2月12日
斎藤 一布	昭和38年2月13日 ~ 昭和43年1月 2日
下里 光徳 (金太郎)	昭和43年2月18日 ~ 昭和47年2月17日
友光 恒	昭和47年2月18日 ~ 昭和63年2月17日
荒井 松司	昭和63年2月18日 ~ 平成 8年2月17日
新井 弘治	平成 8年2月18日 ~ 平成20年2月17日
島村 穰	平成20年2月18日 ~ 在職中

高齢者向けの年金生活者等 支援臨時福祉給付金を支給

福祉総務課 ㉿775-5118
㉿775-9846

「億総活躍社会」の実現に向け、低所得の高齢者を対象に、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

㉿平成27年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されていて、平成27年度の市民税が課税されておらず、平成28年度末までに65歳以上となる人 ※対象と思われる人には、3月末に案内と申請書を送付する予定です。ただし、平成27年度の市民税が課税されている人の扶養親族など(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、事業専従者)、生活保護制度の被保護者などは対象外です。

【支給額】3万円(支給対象者1人当たり) ㉿申請書に必要事項を記入し、本人確認書類(対象者全員分)、口座振込のための預(貯)金通帳の写しを用意して、同封の返信用封筒で福祉総務課へ

※3月末から受け付け開始予定です。

■問い合わせ 上尾市臨時福祉給付金問い合わせ専用電話㉿75-5118
2(3月29日㉿)6月30日(㉿)の8時30分〜17時(土(日)祝を除く)

■給付金詐欺に注意 給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取に注意してください。

「上尾市建築物耐震改修促進計画」の改定案への意見を募集

建築安全課 ㉿775-8490
㉿775-9906

「上尾市建築物耐震改修促進計画」の計画期間を平成32年度までとする改定案がまとまりましたので、意見を募集します。

㉿市内に在住・在勤・在学の人 【改定案の公表・意見募集期間】3月2日(㉿)〜22日(㉿) 【改定案・意見書の設置場所】建築安全課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。

【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画改定の参考にします。 ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロード可能)に必要事項を記入して、直接または郵送(22日消印有効)、ファクス、メールで建築安全課(〒362-8501 本町3-1-1、㉿358000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課 ㉿782-6471・㉿775-9827

国民健康保険(国保)への加入・脱退は就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認書類 ※自動車運転免許証、パスポート、個人番号カードなど、顔写真付きの物であれば1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物であれば2点必要です。 ②世帯主および手続きが必要な人のマイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、個人番号付き住民票など)
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写)	
	子どもが生まれた	国保保険証・母子健康手帳・預(貯)金通帳・領収明細書・直接払いに関する合意文書	
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証	
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証・加入した職場の健康保険証	
	死亡した	国保保険証・会葬礼状または葬儀の領収書・喪主の預(貯)金通帳	
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証	
	世帯を分離、または合併した		
	保険証をなくした、または破損した	顔写真付きの本人確認書類(自動車運転免許証・パスポートなど)	

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は、資格取得日にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は、国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還していただくことがあります。

国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎ 775-5137 ・ ☎ 775-9827
大宮年金事務所 ☎ 652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	年金手帳、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳、印鑑
	任意加入		・国内に協力者(家族など)がいる場合 ／年金手帳、印鑑 ・協力者がいない場合／年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい	任意加入(60～65歳)		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付		本人を確認できる物、印鑑 ※急ぎの場合は大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外／免除申請(全額・一部免除)	保険年金課	年金手帳、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
	学生／学生納付特例申請		年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

届出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳、資格喪失証明書、印鑑

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

ひとり親家庭などへ 小・中学校入学祝金を支給

子ども支援課 ☎775-5120
☎774-5342

☎4月に小・中学校に入学する子どもがいる母子・父子家庭などの保護者または養育者 ※平成28年4月1日現在で子どもと保護者または養育者の住所が市内にあり、同居していることが要件です。 【支給金額】子ども1人につき1万円 【受付期間】4月1日(金)～30日(土) ☎保護者名義の預貯金通帳の口座番号が分かる物、保護者および対象児童の戸籍謄本(児童扶養手当認定者全部支給停止者を含む)とひとり親家庭等医療費受給者を除く) 【提出先】子ども支援課または各支所・出張所へ

平成28年度固定資産課税台帳 などの閲覧・縦覧

資産税課 ☎775-5133
☎775-9846

①固定資産課税台帳の閲覧
固定資産の評価額や課税標準額などを確認できます。 ☎4月1日(金)以降 ☎納税義務者、借地人、借家人など、またはこれらの人と同一世帯の親族が委任状を用意した人 ☎4月1日～5月31日(火)／無料(借地人、借家

人は1件につき150円)、6月1日(水)以降／1件につき150円 ☎本人確認ができる物(借地人、借家人は本人確認ができる物と賃貸借契約書)

②固定資産税路線価図の公開
☎4月1日以降

③土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者の皆さんが市内に所有している土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較できます。

☎4月1日～5月31日 ☎納税者、納税者の同一世帯の親族、納税者の委任状を用意した人 ☎本人確認ができる物

①～③共通(受付時間)(土)日(祝)、年末年始を除く8時30分～17時 ☎資産税課

市収納代理金融機関が合併

出納室 ☎775-9431
☎775-0381

4月1日付で、市税などの公金を取り扱う、市収納代理金融機関の「あだち野農業協同組合」が合併します。他市の5農協と合併し、新しい名称は「さいたま農業協同組合」となります。



こいのぼりをお譲りください

上尾市観光協会
☎775-5917・☎775-5024

5月5日(祝)のこどもの日に合わせて、上平公園と上尾丸山公園にこいのぼりを掲揚しています。こいのぼりは市民の皆さんの寄贈によるものです。4歳以上の不用になったこいのぼりがありましたらお譲りください。【受付場所】市観光協会(上尾市プラザ22内) ※こいのぼりの寄贈は随時受け付けています。



上平公園のこいのぼり

市指定無形民俗文化財「畔吉の万作踊り」を見学しませんか

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

「万作踊り」は五穀豊穡を意味する「豊年万作」に由来する民俗芸能です。畔吉の万作踊りは、大正時代にはすでに踊られていたことが伝えられています。☎4月3日(日)14時～ ☎諏訪神社(畔吉) ☎下妻踊り、銭輪踊り、源太踊りなど 【交通】JR上尾駅西口から市内循環バス「ぐるっとくん」平方丸山公園線で「畔吉」バス停か、東武バス「畔吉経由西上尾車庫行き」で「前原」バス停下車 ※経由しない便がありますので注意してください。

市指定無形民俗文化財畔吉万作踊り 畔吉源太踊萬作踊保存会 平成30年12



昨年の畔吉の万作踊り

キラリ!“駅deほっと市”

上尾市観光協会 ☎775-5917・FAX775-5024



上尾市観光協会推奨土産品と、東日本大震災をきっかけに継続的に支援・交流を続けている岩手県陸前高田市、「友好都市協定」を締結している福島県本宮市の特産品などを販売します。

時 4月2日(土)11～17時

所 JR上尾駅自由通路

●販売する品物

日本酒、お茶、もなか、まんじゅう、せんべい、芋菓子、どら焼き、焼き団子、焼き菓子、おつまみ板昆布、三陸産生わかめ、ふとぎりだいこん、新鮮野菜 他
※販売する品物は変更になる場合があります。

食べて応援! 東日本大震災復興支援にご協力を

東日本大震災から間もなく5年を迎えますが、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされています。また風評被害も残っているなど、震災により甚大な被害を受けた地域はいまだ再建途上であり、被災地は依然として復興への支援を必要としています。

岩手県 陸前高田市 とほふとし **戸羽 太市長**
メッセージ

震災直後、衣類を満足に確保できない日々の中で、上尾市の皆さまから「がんばろう東北」と刺しゅうした作業服を支援物資としていただきました。

これまで心温まるご支援を継続していただきましたことに感謝申し上げます。今後も両市が深く結びつき、更なる交流が生まれることを祈念いたします。



福島県 本宮市 たかまつ ぎぎょう **高松 義行市長**
メッセージ

上尾市の皆さまとは、東日本大震災以降、さまざまな機会でお交流させていただきまして大変感謝いたしております。

ほっと市では、毎回、本市の安全で安心な農産物などを提供させていただいておりますので、どうぞ新鮮でおいしい本宮の味をご賞味ください。



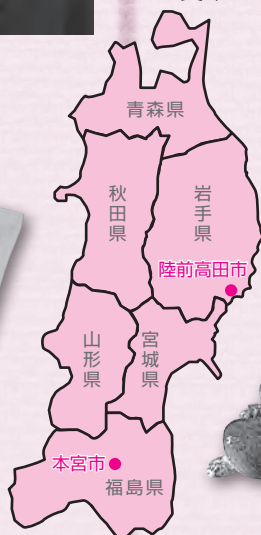
三陸産生わかめ



おつまみ板昆布



ふとぎりだいこん



新鮮野菜



しいたけ



特別純米酒
大天狗特別純米酒

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

コンゴ民主共和国へ 消防車両を提供

警防課 ㊟775-1312
㊟775-2230

(一社)日本外交協会の国際援助・協力事業の一環として、コンゴ民主共和国に廃車予定だった市の水槽付消防ポンプ自動車を提供しました。それに伴い、平成27年11月29日～12月12日に、東消防署の職員を車両操作などの技術指導員として派遣しました。



コンゴ民主共和国での技術指導

自宅でも手続きができます 電子申請サービス

IT推進課 ㊟775-5113
㊟775-9921

自宅や事業所のパソコンから「電子申請・届出サービス」に接続して、

「水道使用開始届」「水道利用中止届」「妊娠届」「犬の登録事項変更申請」など多くの手続きをインターネットで行えます。

電子申請サービスは、市ホームページトップページ左側メニューの「情報・ピックアップ」電子申請、または共通トップページ(㊟https://dentshi.pretsatama.jp)から利用できます。操作方法で不明な点はコールセンター(㊟0570-0005353、IP電話の場合は㊟0271-5815) (土(日)祝を除く9～17時)へ問い合わせてください。

野外焼却の自粛にご協力を

生活環境課 ㊟775-6940
㊟775-9872

野外焼却による煙や臭いなどの苦情が多く寄せられています。野外焼却は快適な生活環境を損ない、洗濯物や布団に臭いが付くなど周囲の迷惑になるばかりではなく、大気汚染(PM2.5など)の原因にもなりますので、自粛してください。 ※PM2.5とは大気中に存在する粒子状物質のうち、直径(粒径)が2.5マイクロメートル(μm)以下の非常に細かな粒子のことです。肺などの奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系などに疾患を引き起こすといわれています。PM2.5について

国が定めた暫定指針を超過する恐れがある場合、防災行政無線で注意喚起をしますので、なるべく外出を控え換気や窓の開閉を最小限にしてください。

市内循環バスぐるっとくん (上平菅谷北上尾線・原市平塚 循環)時刻の改正

交通防犯課 ㊟775-5138
㊟775-9927

市内循環バスぐるっとくんの上平菅谷北上尾線と原市平塚循環の時刻を一部改正します。詳しくは、ホームページをご覧ください。 ㊟4月1日(金)から

バイクや軽自動車の 廃車手続きなどはお早めに

市民税課 ㊟775-5130
㊟775-9846

●原付・バイク・軽自動車などの廃車手続き 原付・バイク・軽自動車などを所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や、市外に転出する場合は、4月1日(金)までに廃車などの手続きをしてください。手続きが遅れると、すでに所有していても平成28年度の軽自動車税が課されます。なお平成27年度から税率が変更になっていますの

で、注意してください。

●他市区町村の標識交換 転入した人で、上尾市の標識に変更していない原付を所有している人は、標識交換の手続きをしてください。 ㊟所有者または所有者と同居している家族(市内に限る) ※その他の場合は、所有者からの委任状が必要です。 ㊟標識、標識交付証明書、手続きをする人の身分証明書(運転免許証など)、手続きをする人の印鑑 ※盗難の被害に遭った場合は、警察に盗難の届け出を行った後に市民税課に問い合わせてください。 ※他市区町村の標識の廃車手続き(上尾市の標識へ変更しないものは、受け付けできません。また、所有者が死亡した場合は市民税課へ問い合わせてください。

●125ccを超えるバイクや軽自動車(二輪・四輪)の手続き 次の手続き先に問い合わせてください。 125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局(㊟050-5540) 2026、軽自動車(二輪・四輪)/軽自動車検査協会埼玉事務所(㊟050-3816-3110)



軽自動車税の税率変更

市民税課 ☎ 775-5130 ・ 📠 775-9846

地方税法の一部改正により、平成27年度から軽自動車税の税率(税額)が変わりました(【表1】【表2】参照)。また、平成28年度課税において、平成27年4月1日～平成28年3月31日に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車(新車に限る)で、一定の環境性能を有する三輪および四輪の軽自動車には【表3】の税率が適用されます。

【表1】原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車(バイク)・小型特殊自動車の税率

車 種		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下 定格出力が0.6kw以下	1,000円	2,000円
	総排気量が50ccを超え、90cc以下 定格出力が0.6kwを超え、0.8kw以下	1,200円	2,000円
	総排気量が90ccを超え、125cc以下 定格出力が0.8kwを超える	1,600円	2,400円
	三輪以上で、総排気量が20ccを超える または定格出力が0.25kwを超える	2,500円	3,700円
軽二輪 (総排気量が125ccを超え、250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 (総排気量250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

【表2】三輪、四輪以上の軽自動車などの税率

車 種			平成27年度から		平成28年度から
			(ア)平成27年3月31日 以前に車両番号の指 定を受けた車両	(イ)平成27年4月1日 以降に初めて車両番号 の指定を受けた車両	(ウ)初めて車両番号 の指定を受けた月か ら13年超の車両
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた軽自動車については、従来の税率(ア)と変更ありません。

※初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を超える軽自動車については、重課税率(ウ)の税率で課税されます。ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッドのもの、または被けん引車は除きます。

※初めて車両番号の指定を受けた月とは、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」を指します。

【表3】グリーン化特例適用時の税率(平成27年4月1日～平成28年3月31日に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車)

軽課税率の区分	税率を概ね75%軽減	税率を概ね50%軽減	税率を概ね25%軽減		
軽課税率の対象	電気自動車・ 天然ガス自動車	乗用車/H32年度燃費基準 +20%達成車 貨物車/H27年度燃費基準 +35%達成車	乗用車/H32年度燃費基準 達成車 貨物車/H27年度燃費基準 +15%達成車		
三 輪	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

※天然ガス自動車は、ポスト新長期規制からNOx10%低減の排出ガス性能を有する車両に限ります。

※ガソリン車およびハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ